

議案第 32 号

筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条・第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の
16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとす

る。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の規定により当該事業の対象となる者（以下「乳幼児」という。）への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（当該事業を利用している乳幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、乳幼児の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取し、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超える設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由としてその設備又は運営の質を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表するとともに、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に、法に定める事業の目的を達成するために

必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造及び設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分に配慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに設備の安全点検、職員及び利用乳幼児に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。

）を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）

を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分その他利用乳幼児に係る家庭的環境等の事情により、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（事業所外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）は、事業所内に調理のために必要な加熱、保存等の調理機能を有する設

備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第 17 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳幼児の利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業者が備える帳簿）

第 18 条 乳児等通園支援事業者は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第 19 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 乳児等通園支援事業者は、現に当該乳児等通園支援事業者の職員である者及び過去に職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応等）

第 20 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児、その保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な措置を講じなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、次の各号のいずれにも該当する乳児等通園支援事業をいう。

(1) 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において行うものであること。

(2) 前号に掲げる施設の利用定員の総数から当該事業所を利用する乳幼児の数を除して得た数以下の乳幼児を対象として行うものであること。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児が利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児が利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあつては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに、

同表右欄に定める施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室が、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）を設ける場合は、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所

の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行なう研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。

3 乳児等通園支援従事者の数は、乳児についてはおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児についてはおおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士でなければならない。

4 一の一般型乳児等通園支援事業所につき乳児等通園支援従事者の数が2人を下回ってはならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業所をいう。以下同じ。）において勤務する保育士等（保育士その他の子育て支援に従事する者をいう。）による支援を受けることができ、かつ、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき（一般型乳児等通園支援事業と保育所等を一体的に運営している場合に限る。）。

- (2) 保育所等を利用する乳幼児の保育が現に行われている保育室等において一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等において勤務する保育士による支援を受けることができるとき（一般型乳児等通園支援事業を利用する乳幼児の人数が３人以下である場合に限る。）。

（乳児等通園支援の内容）

第２４条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第２５条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２６条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第３条第２項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）

（準用）

第２７条 第２４条及び第２５条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第２５条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第３章 雑則

（電磁的記録）

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。